

2. 重点整備地区

2-1 重点整備地区

重点整備地区とは

高齢者や障がい者等の移動の円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に推進する必要がある地区

(重点整備地区の要件)

旅客施設や公共公益施設など生活関連施設¹の所在地を含み、かつ、各生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区²

旅客施設や公共公益施設など生活関連施設相互間を連絡する経路を構成する道路や駅前広場などについて、移動円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区

移動円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

1 (生活関連施設)

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。

2 (生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区)

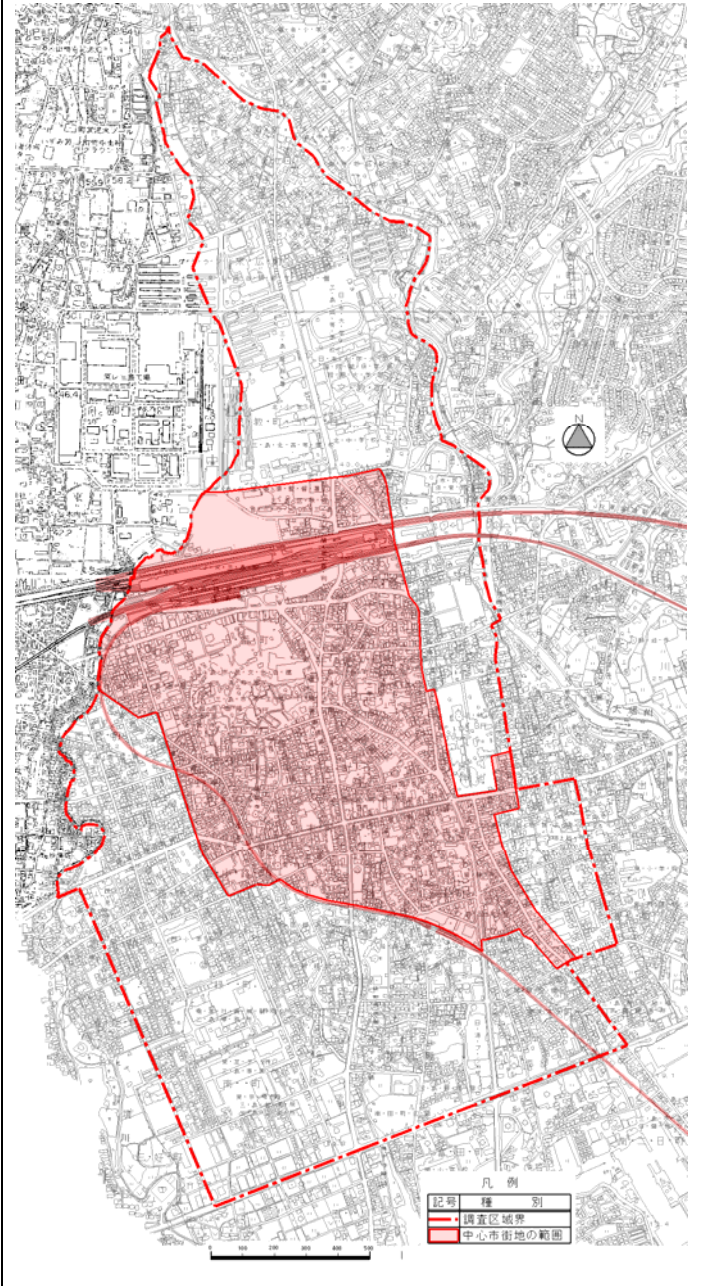
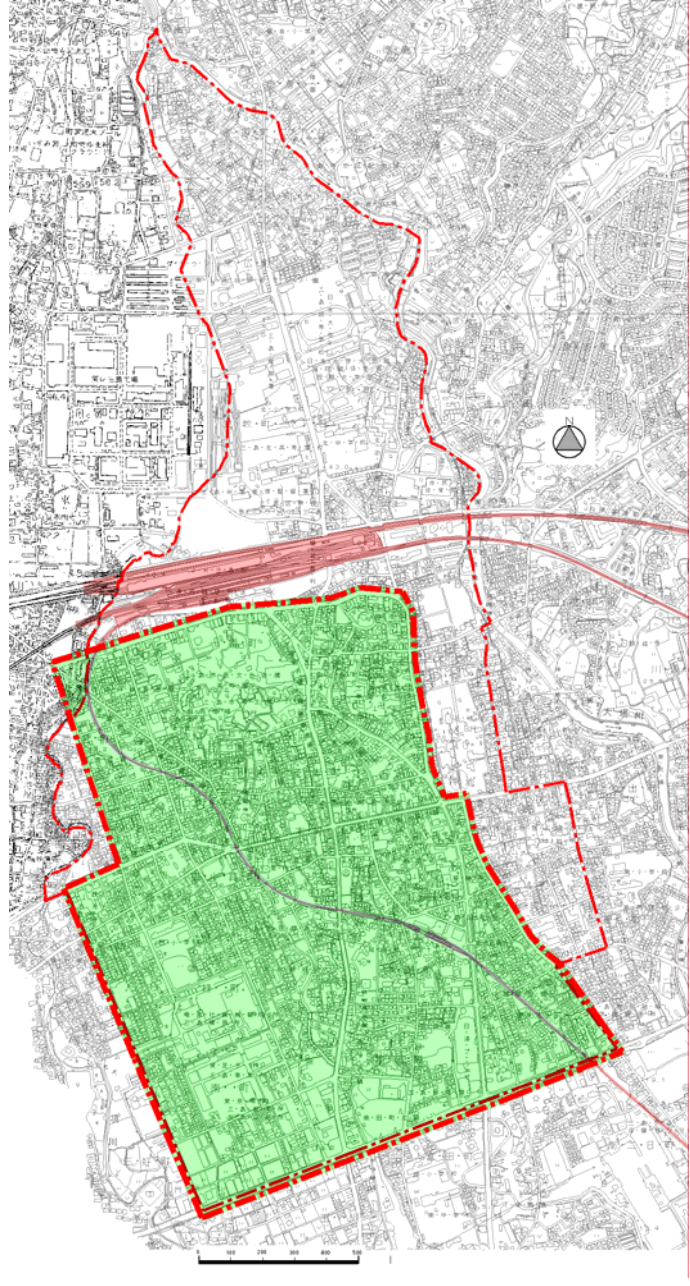
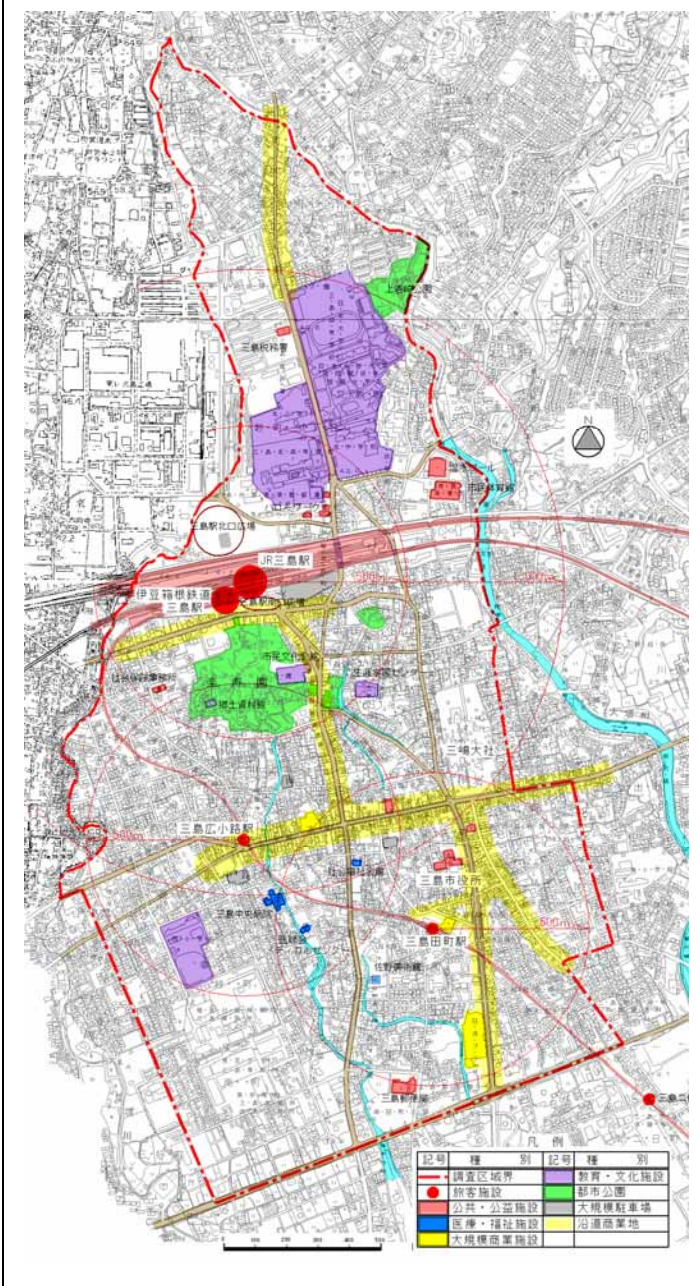
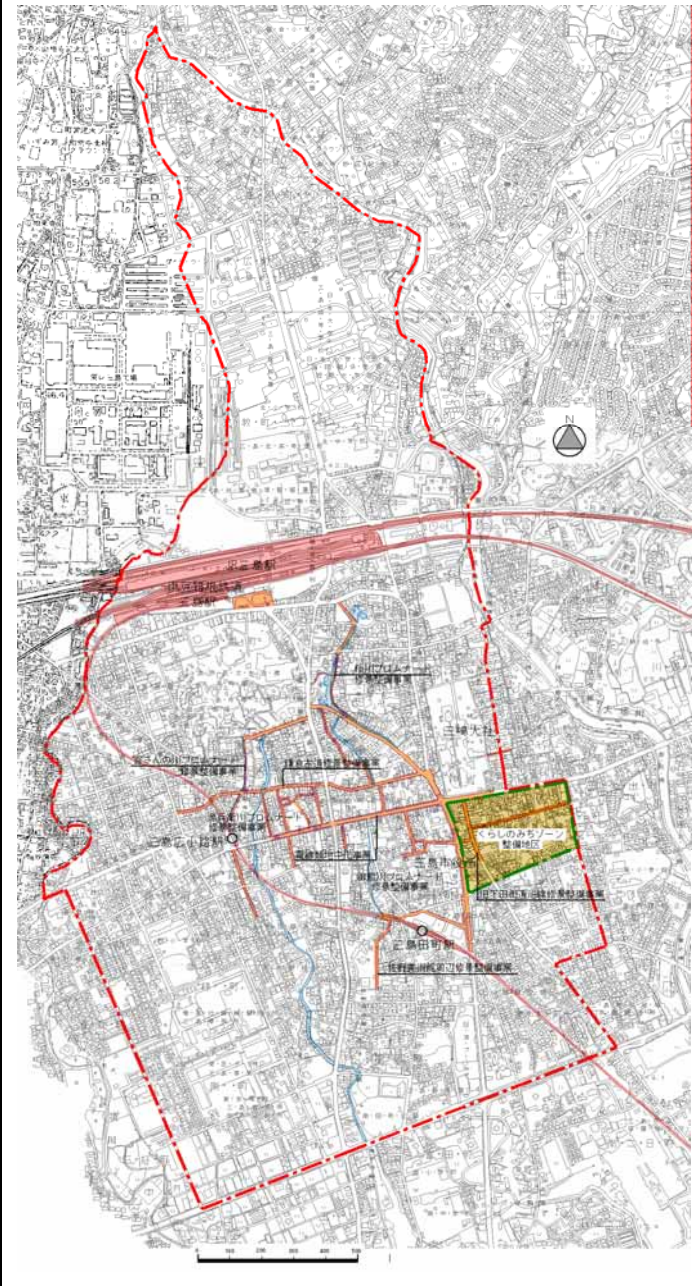
生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、地区全体の面積がおおむね400ha未満の地区であって、原則として、生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区。

移動等円滑化の促進に関する基本方針(平成18年12月15日)よりの抜粋

重点整備地区の設定は、以上のような要件を勘案しつつ三島市移動円滑化基本構想策定協議会及び作業部会により検討が行われています。

2-2 調査地区における重点整備地区要件の整理

重点整備地区の区域を設定するにあたって、三島市の中心市街地で開催されている各種計画や公共公益施設及び商業施設等の立地状況について整理し、重点整備地区の設定を行うための判断材料としました。

<p>中心市街地活性化基本計画に示される 中心市街地の範囲</p>	<p>あんしん歩行エリア整備計画の範囲</p>	<p>各種施設の立地状況</p>	<p>まち中の整備状況</p>
 <p>この地図は、中心市街地活性化基本計画に基づいて中心市街地の範囲を示しています。赤い点線で調査区域の境界が示され、赤い実線で中心市街地の範囲が示されています。凡例には「調査区域界」「中心市街地の範囲」が記載されています。</p>	 <p>この地図は、あんしん歩行エリア整備計画に基づいて歩行者の安全な通行を確保するための範囲を示しています。緑色の塗りつぶされた領域が整備対象の範囲を示しています。凡例には「あんしん歩行エリア整備計画の範囲」が記載されています。</p>	 <p>この地図は、各種施設の立地状況を詳細に示しています。色別に施設の種類が分類されており、凡例には「調査区域界」「顧客施設」「公共・公益施設」「医療・福祉施設」「教育・文化施設」「都市公園」「大規模商業地」「沿道商業地」が記載されています。</p>	 <p>この地図は、三島市の中心市街地における現在のまちづくりの整備状況を示しています。赤い点線が調査区域の境界を示し、内部には各種整備計画の進捗や実施状況が色や線種で表現されています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 「人が中心。うるおいと賑わいの歩いて楽しいまちへ」を目標像として、約 123ha の区域を対象として中心市街地活性化基本計画が策定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者及び自転車の安全な通行を確保するために、緊急に対策を講ずる必要がある住宅・商業地区。 (国家公安委員会及び国土交通大臣が指定) 	<ul style="list-style-type: none"> 三嶋大社の門前町として発展してきた歴史から、JR 東海道線南側の旧来の中心市街地に、公共施設・商業施設の集積が見られる。 JR 東海道線以北には、文教施設が多く立地している。 	<ul style="list-style-type: none"> 三島市の中心市街地では、街中がせせらぎ事業やくらしのみちゾーン等の実施により、道路空間の環境整備が推進されている。

2-3 重点整備地区の設定

前項で整理した公共施設や商業施設等の立地状況及び移動の拠点となる旅客施設の配置などを勘案し、移動円滑化のための事業を集中的に実施すべきであると考えられる地区、都市機能の増進を図る上で有効かつ適切である地区として下図の区域を選定し、「三島市移動等円滑化促進のための重点整備地区」と設定しました。

